

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第9期計画期間 第2回会議)

日時：令和6年9月25日（水）
午後2時00分～

次 第

1 開 会

2 委員長及び委員長職務代理者の選出

3 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

4 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料4)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料5)(参考資料5-1)

5 その他

6 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 3 施設の整備状況について
- 参考資料 3-1 施設整備状況一覧表(令和 6 年 9 月 1 日現在)
- 資料 4 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 資料 5 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 5-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第2回会議）議事録

日時：令和6年9月25日（水）14:00～14:45

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、折腹実己子委員、神山順子委員、佐藤清巳委員、菅原富士子委員、土井勝幸委員、渡邊純一委員 以上7名、五十音順

【仙台市職員】

松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

2. 委員長及び委員長職務代理者の選出

土井勝幸委員から石附敬委員を委員長に推薦の意見 → 異議なし

石附敬委員長から渡邊純一委員を委員長職務代理者に指名 → 異議なし

会議の公開、非公開の確認 議事について非公開 → 異議なし

議事録署名委員については折腹実己子委員を指名 → 折腹実己子委員了承

3. 報告

(1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)

(2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)

(3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：資料1の事前申出受付結果について。第9期介護保険事業計画期がスタートして間もないが、①小規模多機能型居宅介護、②看護小規模多機能型居宅介護、③認知症対応型通所介護は事前申出なし、④地域密着型通所介護だけ1件というスター

トとなった。事業計画期の初年度の募集に関しては、毎回このような状況でのスタートか。それとも、今回の事業計画期に限り手があがらない状況なのか。過去の状況と今後の見通しを教えてください。

大友課長：ご指摘のとおり、第9期計画期間が始まったばかりということもあるが、例年、申出が少ない状況からスタートする傾向がある。今回、①小規模多機能型居宅介護と②看護小規模多機能型居宅介護については、建設費補助なしでの募集はなかったところではあるが、建設費補助ありの募集を開始したところである。募集にあたって、今年度から、抵当権の設定要件を緩和して募集を開始した。今後、そういった応募が見込まれるものと認識している。現状このような状況ではあるが、今後、建設費補助ありの申出も含め、当該委員会において報告できればと考えている。

折腹委員：応募があるとよい。

大友課長：当方としても期待している。

土井委員：小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所は2箇所まで認められることが前提となっているが、仙台市は原則認めていない状況である。ニーズの有無の判断により変わってくると思うが、現在指定を受けている事業所の利用実態、稼働率等を確認していただき、仮に定員29名の事業所が十分稼働している状況が多く見られれば、その地域内にサテライト事業所を検討すべきと考える。

大友課長：登録定員や利用状況について、当方で調査し、その内容をふまえて今後検討していく。

土井委員：よろしくをお願いします。

石附委員長：資料2(1)の地域密着型通所介護事業所について。利用者不在とはどのような状況か。

及川係長：令和4年9月30日まで休止しており、利用者がいない期間があった事業所。それ以降は再開したが、営業期間内でも利用者数が1名ないし2名と、なかなか利用者の確保ができなかったと聞いている。

石附委員長：単純に利用者を確保できない状況であったということか。

及川係長：そのとおりである。

4. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料4)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

石附委員長：資料4(1)に記載のある地域密着型通所介護事業所について。運営していた組

織は同じで、法人名が変わったのか。

大友課長：前法人の共同経営者が亡くなられたことに伴い、法人を運営する者が不在となったため、もう一人の共同経営者が運営する法人へ移行したという事情がある。

石附委員長：資料4 (1) に記載のあるもう一方の地域密着型通所介護事業所については、運営する法人が全く別の法人に変わったのか。

及川係長：全く別の法人に変わった。

石附委員長：わかりました。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について (資料5) (参考資料5-1)
事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：参考資料5-1に記載のある地域密着型通所介護事業所について。先に送付された資料では改善内容確認中と記載されているが、本日の差し替え資料では状況が改善されたとされている。委員会資料の準備が間に合わなかったのは、改善報告の提出が提出期限より遅れたためか。また、各事業所に対する調査の実施年月日について、令和元年や令和3年に実施されている事業所があるなど、かなりタイムラグがある。コロナなどがあり、事業所に出向いての指導ができにくい環境であったと思うが、調査実施日と更新日の間隔が空きすぎていると思う。その間に、不適切な状態に陥る可能性もある。改善状況や期間の妥当性についてどのように考えているか。

及川係長：事業所からの改善報告が遅れたのかどうかということについては、特に事業所からの提出が遅れたわけではなく、期日内に提出されている。次の質問にも関連するが、令和2年から令和4年はコロナの影響があり、思うように運営指導ができなかった。本来行くべきところの日程が後ろ倒しになり、今、遅れを取り戻すように指導している現状がある。次の質問である、更新年月日と運営指導日が離れていることについては、運営指導は指定有効期間内である6年の間に実施することとされており、次の更新時期と近づける等のルールはない。指定有効期間内に一度、事業所に直接赴き、運営状況を確認し、必要に応じて、指導や助言を行うといったスケジュールとなっている。6年間あるため、結構な期間が空いていると感じられるが、指定有効期間内に、利用者や事業所の職員から相談や苦情があれば、内容に応じて運営状況等の確認を行うため、タイミングをみながら適切に対応している。

折腹委員：事業所の数がとても多い。計画的な運営指導の調整や体制の組み方はできている

のか。

及川係長：運営指導については、指定有効期間内に実施するように調整しており、運営状況が懸念される事業所へは、実施期間を短くして指導を行うよう心がけている。ただ、現状として事業所数が多い中で、令和2年はコロナで運営指導に行けず、令和3年及び4年は感染状況を見ながら回っていたため、少しスケジュールのしわ寄せはあるが、指定有効期間内には回るよう計画して運営指導を進めている。

折腹委員：運営指導では、国が定める基準に沿った運営をしているかの確認に加え、介護保険制度の改正に沿った運営状況の確認をしていると思うが、6年に1度という運営指導の頻度と、制度の改正の頻度がリンクしない懸念がある。集団指導等で年度初めに制度の変更点等について説明していると思うが、現場に届いている感覚はあるか。

及川係長：集団指導は例年6月頃に行っており、仙台市ではホームページに資料を掲載し、事業所の中で資料を見ながら周知していただき、事業所からは施設内で周知した結果等について報告をいただいている。報酬改定は3年に1回行われるが、報酬改定の年に関しては、基準の変更点と注意点をピックアップして集団指導の資料にまとめており、そのあたりを含めて事業所に伝えている。

折腹委員：よろしくをお願いします。

土井委員：参考資料5-1に記載のある小規模多機能型居宅介護事業所について。個別の研修計画が作成されておらず過誤調整となっている。過誤調整は減多にないと思うが、当該事業所の場合は、過去に同様の指導が入っていたのか、初めてこのような状況が確認されて過誤調整となったのか、どのような状況だったのか教えていただきたい。

及川係長：当該事業所については、繰り返しているものではなく、運営指導に入ったタイミングで加算の要件を満たしていなかったため、加算部分に関して過誤調整していただいた。

土井委員：初回の指導というよりは、基準を準拠していないことが問題だったということか。

及川係長：そのとおりである。

石附委員長：参考資料5-1に記載のある地域密着型通所介護事業所について、勤務表を作成していなかったということか。また、もう一方の地域密着型通所介護事業所については、常勤で配置しなければならない職員が不在だったということだが、このようなことが起こる理由を教えていただきたい。

及川係長：前者については、勤務表が作成されていなかった。全従業者がフルタイム勤務であったため勤務表を作成しなくてもよいと誤って認識していた。改めて基準を伝え、改善まで確認している。後者についても、原因は認識不足。配置されていた生活相談員は、併設で運営しているサービス付き高齢者向け住宅でも勤務し

ていたため、地域密着型通所介護事業所の勤務時間でみた時に常勤とはならなかった。今回、当該生活相談員は地域密着型通所介護事業所に常勤専従で勤務することとなり、常勤の要件を満たしたことを確認した。

石附委員長：前者については、実際には職員は適切に働いていたが、常に同じ職員が働いていたため勤務表が作成されていなかったということか。また、後者については、認識が誤っていたということで、人が足りなく厳しい状況でまわっているといた状況ではないということか。

及川係長：前者については人員基準を満たしていたが、必要な人員が配置されているかは勤務表等で確認するため、書類として残す必要があることを指導した。もう一方の地域密着型通所介護事業所についても、同じ建物の中にいるため、何かあれば対応できる体制ではあったが、あくまでも地域密着型通所介護事業所の中で常勤の職員を確保する必要があるため、体制を整理していただいた。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

5. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

6. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第9期計画期間 第3回会議)

日時：令和7年1月9日(木)
午後2時00分～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1～6-2)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7-1)
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8-1)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 4 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5-1 施設整備状況一覧表(令和7年1月1日現在)
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 資料 6-1~6-2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 7 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 7-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について
- 資料 8 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について
- 参考資料 8-1 資料 8 に係る地域密着型サービス事業計画

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第3回会議）議事録

日時：令和7年1月9日（木）14:00～14:40

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、植野大作委員、神山順子委員、草刈拓委員、佐藤清巳委員、菅原富士子委員、渡邊純一委員 以上7名、五十音順

【仙台市職員】

松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

石附委員長：資料5について、令和6年度から令和8年度の3年間の計画ということだが、令和6年度がもうすぐ終わるところで、進捗状況としては、例えば小規模多機能型居宅介護の整備の数等、順調なのか、それともまだスピードとしては遅いのか、その辺をどのように評価されているのか。

及川係長：小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護に関して、3カ年の目標

としては、あわせて11事業所整備する目標になっており、現状として、今回の計画においては3事業所から申出がある。目標から見た場合にペースとしては悪くないと考えている。ただ、サービスの空白地域もあるため、引き続き整備が進むように検討していきたい。

植野委員：同じく資料5の特別養護老人ホームについて、広域型及び地域密着型のどちらに関しても、230人分の整備確保という計画を立てているが、現状の整備数が0である背景を教えてください。

礒田係長：今回、6月に公募をかけて応募がなかったという事案である。土地の問題や、物価高騰により資材関係が高騰しているというところがあり、事前に若干お声はあったが、申し込みまでには至らなかった。今後、その辺りも考えながら、令和7年度以降の公募の方法や内容を検討していく。

植野委員：それに伴い何かしら悪影響、例えば待機者など、そういった部分はどうか。

礒田係長：そこまでの影響はない。

大友課長：補足すると、待機者は年々減少傾向にある。令和6年度当初に調査をした結果では、令和6年度の仙台市全体の待機者は1198人であり、前年に比べて12人減少した。こちらについては、平成27年度から平成29年度が多く、2319人から段々減少してきて今1198人となってきているため、待機者自体は減っており、平均待機期間も昔は7か月くらいだったが今は5か月くらいで入れるようになってきているため、次第に良い方向に向かっているという認識である。

草刈委員：参考資料5-1について、各サービスにおける令和8年度までの計画目標数と施設数もしくは定員数の差は、実質今動いているところと認識してよいのか。

大友課長：そのとおりである。例えば、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を見ると、令和8年度までの計画目標数77施設に対して、施設数66施設となっているが、この残りの11施設を今回の3ヵ年で整備する。他の施設についても同様である。

草刈委員：特別養護老人ホームの待機について、特別養護老人ホーム2施設ほどに関わっているが、待機者はおっしゃるほどの数ではない。多床室とユニットの問題で、多床を希望されていて、ユニットが空いていても多床の方に入りたいということで、順番が回ってきても入らない方がかなりいる。実勢と乖離があるという認識はもってもらった方がよい。

大友課長：先ほど1198人と申し上げたが、実際に仙台市内の特別養護老人ホームに申し込んでいる仙台市の被保険者数について、実際に委員がおっしゃるとおり、順番が回ってきても入らない方もいらっしゃるということは把握している。その辺も含めたニーズに対応するような方策を検討すべきと考えている。

神山委員：待機について、実質、実情とは合わない部分があるという話ではあったが、待機

期間5か月というのは、患者様やご家族からすると短い期間ではないのではないと思う。それを含めての事業計画だとは思いますが、計画の目標どおりに整備が進んだとして、待機の期間がどれくらいになるのが目標なのか、具体的にあれば教えてほしい。

大友課長：待機期間についての目標は定めていないが、待機期間が短いことに越したことはないため、それに向けた施設整備、今期計画で230人分ということで掲げているが、それ以降の計画においても今後整備を検討する際には、待機期間についても状況把握に努めていきたいと考えている。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6) (参考資料6-1~6-2)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について意見や質問はあるか。

植野委員：資料6 (2) について、懸念されることとしては、運営法人が変更されることにより、利用料金の大幅な値上げなどがあるが、そういったところは今のところ大丈夫か。過剰な値上げなどがないように注視していただきたい。

礒田係長：基本的には事業譲渡という形で、職員から運営の内容まで同じような形で進めていくと認識している。なお、注視していきたい。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7) (参考資料7-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

石附委員長：参考資料7-1に記載のある地域密着型通所介護について。指摘事項が多く、きちんとしておかないとかなり深刻になるようなことが指摘されている。どんな状況だったのか、説明いただきたい。

及川係長：今回、かなり改善指示事項が多く見られたが、こちらに関しては全て改善されたことを確認している。事業所内の運営というところでは、運営基準に関する対応が生活相談員に集中していた状況であった。当該事業所の管理者は、管理者兼法人代表の方であったため、事業所全体の運営というところで、生活相談員だけに集中させず、法人や施設全体で基準等を順守するよう伝えた。また、令和3年度や令和6年度の報酬改定によって追加された部分の認識不足もあったため、この辺りも指導して改善を確認した。

石附委員長：避難訓練など、実際にやったということと、常日頃、災害等が発生した場合に

きちんと動けるように組織の中で意識が定着するというのでは、レベルがかなり違う。指摘をされてやりましたという状況では、今後もきちんと実施される状況なのか心配だと思つたため、継続的に注意して見ていくことが重要であると思つた。

植野委員：参考資料 7-1 に記載のある地域密着型通所介護について。全体的に、人員基準の記録という部分に対して、経営者が現場に出ているのか出ていなかったのかなど、曖昧な感じがするたため、その部分を明確にしていった方が、人員基準違反にならないことを伝えていただきたい。また、今年度から義務化となった BCP 対策について、徹底されているのかどうか。特に小規模事業者については、集団指導等の機会がないと、情報がおりにこないとつ思う。仙台市から再度徹底して周知していった方がよいと思つた。

大友課長：人員基準については、全体的に見ると、通所介護など小規模事業所というところもあり、認識不足が多かつた。例えば、管理者については、自分は勤務しているから勤務に関する書類等を作成しなくてもよいといった認識の誤りなどが見られたたため、基本的なことではあるが、粘り強く指導していきつたい。また、BCP については、今年度の集団指導においても周知をしているところではあるが、やはりそこまで手が回らないというところもあるのかと思つた。しかし、我々としては作成していただく必要があるとつ考えているたため、運営指導などの機会を通じて働きかけを行つていきつたい。

菅原委員：参考資料 7-1 に記載のある地域密着型通所介護について。記載内容を見ると、相当重要事項があがつてきていると思つた。利用する側としては大変不安がある。虐待の項目の中に含まれるのかかもしれないが、身体拘束のチェック体制はあるのか、調査の対象になっているのか、教えていただきたい。

及川係長：身体拘束に関しても運営指導で確認し、違反はなかつた。ただ、虐待の防止については不備があつたたため、それについては改善を指示したところである。

菅原委員：施設の内部で内部チェックのような機能を持っているところはあるのか。指摘されている内容が大きく、利用する側としては不安が大きいつ。そこに対する調査は、今後も続けていくのか。

及川係長：運営状況について心配な点は引き続き注視していく。当該事業所については、改善指示事項については改善されたことを確認した。また総括として、事業所として、定められた運営基準をしっかりと遵守していく体制を検討するようにとつ伝えている。それが、当該事業所の自助チェックに結び付くのか、その辺りを引き続き見ていく。

菅原委員：引き続き見ていくとのことだが、直接職員が事業所に行つて聞き取り等調査するのか。

及川係長：今回の運営指導における改善指示については確認が終了したため、明確な次の予定はないが、事業所や利用者から相談があった場合は、改めて運営等をチェックしていく。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。
⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8-1)事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か意見等はあるか。

植野委員：参考資料8-1を見ると、損益計算書に医業収益があることから、恐らくこの法人は病院と考えられる。医業利益は、令和4年度はマイナスだが、令和5年度にはプラスに転じている。コロナの影響だったと想像はできるが、介護保険事業という部分で、この法人は、例えば安定した経営や、過去の動向等を踏まえた収益状況は大丈夫なのか。

礒田係長：収益関係については、医業収益で介護保険の部分も見ている。

植野委員：医業収益の中に介護事業も含まれるという解釈でよろしいか。

礒田係長：含まれると認識している。

植野委員：それならばプラスに転じているため、ノウハウがある法人と考えられる。一番は、赤字になりすぐに撤退となることが利用者にとってよくないことであるため、その辺りを注視していただきたい。

礒田係長：既にグループホームを3施設運営している法人であるため、運営的には問題ないと考えている。

4. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第9期計画期間 第4回会議)

日時：令和7年3月19日（水）
午後2時00分～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1～6-5)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7-1)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 4 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5-1 施設整備状況一覧表(令和7年3月1日現在)
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 資料 6-1～6-5 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 7 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 7-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第4回会議）議事録

日時：令和7年3月19日（水）14:00～14:40

会場：本庁舎2階会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、植野大作委員、折腹実己子委員、神山順子委員、佐藤清巳委員、菅原富士子委員、渡邊純一委員 以上7名、五十音順

【仙台市職員】

松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について（資料2）
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料3）
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について（資料4）
- (5) 施設の整備状況について（資料5）（参考資料5-1）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：資料3の地域密着型通所介護について、経営困難なため廃止ということだが、中学校区的に利用者の数は少ないとは感じていない。経営困難となった稼働状況や、利用者数の確保の方法、あるいは職員の課題などがあったのか、経営困難に至った理由は何か。

及川係長：資料に運営期間は8年10か月と記載しているが、この前にも通所介護を10年近く運営しており、通算18年近く運営している事業所である。経営は苦しく、黒字は

1年だけだったと伺っている。利用者の確保までの話はなかったが、確保の方策などについてはどこまで実施されていたのかというところがあるのかもしれない。また、近年の処遇改善等、人の確保に当たっての賃金上昇についても、報酬が上がらずということは話をされていた。

折腹委員：通所介護を廃止したのか。

及川係長：通所介護から地域密着型通所介護に移行した事業所である。

折腹委員：難しかったんですね。それからもう1点、資料5について。計画期の初年度というところで、出足が遅い気がする。どう捉えているか。特別養護老人ホームについては、230人分の整備目標に対してまだ0施設である。計画とか事業の動きとかはどうか。

大友課長：先ず、特別養護老人ホームについては、今回整備数を230人分というところで3年間の計画を立てているが、令和6年度応募がなかった状況である。応募がなかった理由として、建設費高騰や、土地の確保が難しかったのではないかなどが考えられる。次年度に向けて、少しでも応募しやすい環境を整えるなど工夫を重ねながら、3年間で230人分を満たせるような方法で次年度以降進めてまいりたい。また、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護については、施設数としては4施設となっており、比較的順調かと思っている。グループホームについては、資料2で報告したとおり、1事業所のみとなっている。次年度以降、応募状況等を見ながらの対応にはなるが、今まで認めていなかった金融機関から借り入れを行うときに抵当権を認めるよう今年度から改めたりと、少しでも応募しやすい環境整備には尽くしているところではあるが、次年度以降もさらに応募しやすい環境について研究してまいりたい。

折腹委員：全体の待機状況は増えていないか。

礒田係長：直接的に市で調査はしていないが、県の状況によると、増えてはいない状況である。

折腹委員：整備数も計画的には減っているのですが、妥当かとは思いますが、まだまだ待っている人が多ければ、整備の必要性はあるかと思う。

礒田係長：色々なサービスが増えてきて、選択肢が広がっている。そのあたりも考えながら整備を進めてまいりたい。

植野委員：資料3の地域密着型通所介護について、当該法人は他の介護サービスを運営しているのか。運営しているのであれば、経営困難な状況で、他のサービスの維持、今後の影響について、教えていただきたい。

大友課長：他の事業の運営については確認できていない。もし他の事業を運営している場合、内部で確認し、そのあたりも大丈夫かどうか確認していきたい。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6) (参考資料6-1~6-5)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について意見や質問はあるか。

植野委員：1点目は、参考資料6-2の地域密着型通所介護について。申請者の経営状態について、資料3の地域密着型通所介護の利用定員が10名以下であったが、こちらも10名以下となっている。経営状況はどうか。2点目は、参考資料6-3の看護小規模多機能型居宅介護について。面積の不足により、宿泊定員を9名から5名に変更したとのことであるが、最初の建築の図面ではどうだったのか。

事務局：1点目について、事前協議の段階で、当該法人はもう1事業所地域密着型通所介護を運営しており、黒字の収支となっていることを伺っている。また、定員10名というところに関しては、地域密着型通所介護の場合、定員10名にすると人員配置が緩和される部分があり、面積要件としては最大18名まで枠を増やせるというところである。法人の意向として、当初10名で利用定員を設定して、今後新しい職員を雇用した場合などに、18名に向けて少しずつ増やしていければよいと考えていると伺っている。また、2点目については、事前協議の段階で、平面図と立面図を確認している。9室とも面積要件としては7.43㎡以上だが、4室基準を下回っていた。解釈通知では同程度の面積と示されているが、現場で測定したところ7.1㎡等であった。

大友課長：補足すると、図面を確認した際、図面上は7.43㎡以上になっていたが、実際に測定したら7.43㎡なかった。

植野委員：現物確認は大事ですね。

折腹委員：どのように面積を広げるのか。

大友課長：追加工事で廊下を狭くして居室を広げる予定である。工事自体に時間はかからないが、年度末で資材調達が年度内にうまくいかないと聞いている。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7) (参考資料7-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：地域密着型通所介護について、虐待の防止のための指針に満たすべき項目が規定されていなかったとあるが、具体的に不足していた点は何か。そしてもう1点、地域密着型通所介護について、令和4年9月以降、運営推進会議を開催しておらず、令和6年10月30日に会議を開催したことを確認しているが、開設が令和元年6月1日の施設であり、開設以降、令和4年9月までの開催状況はどうだったのか。また、令和4年9月以降開催していなかった理由は何か。さらに、開

催時の出席者はどんな方に依頼していたのか。

及川係長：先ず、虐待の防止に関するご質問に関しては、解釈通知で指針に盛り込むこととされている項目が複数あり、虐待の防止に対する基本的な考え方や虐待発生時の対応方法等の規定に関しては指針に盛り込まれていたが、それ以外の虐待防止委員会等の組織体制に関する事項や職員研修に関する事項などは盛り込まれていなかった。改めて基準等を確認しながら指針を整備するよう指導した。修正後の指針を受領し、満たすべき項目が追加されていることを確認した。もう1点のご質問に関しては、令和4年9月までは運営推進会議を開催していたことを確認したが、それ以降は開催されておらず、理由としては、新型コロナウイルスの影響で、外部との関わりが遠のいてしまい、なかなか開催できなかったと聞いている。参加者については資料がなく具体的にお答えできないが、令和6年10月30日に開催したところまでは報告を受けて確認している。

折腹委員：コロナの影響ということであるが、他の事業所も同じ条件下であったと思う。それぞれ工夫して運営推進会議を開催し、色々な声を聞いて運営に反映させていたと思うが、そういう工夫がとれなかったのか。

及川係長：実際は工夫をとるところまでは至らなかったのかと思う。地域の方の声を聞くということも大切だが、感染対策などもあり、事業所としても苦慮していた部分ではないかと推察される。

折腹委員：わかりました。

植野委員：地域密着型通所介護について、1点目は、勤務表を月ごとに作成していなかったとあるが、過去に遡り人員基準違反はなかったのか。2点目は、利用定員を超えて介護の提供を行っている日があったとのことで、普通は減算処理となり過誤調整が必要になるが、過誤調整は済んでいるのか。

及川係長：1点目について、従業者はフルタイム勤務が基本であり、各業務を把握できていたことから勤務表を作成していなかったと聞いている。勤務表を作成するよう指導し、その後勤務表を受領し改善を確認した。指導の中で、人員基準違反は確認されていない。2点目については、運営指導の中で、令和6年7月に定員超過をした日が2日あることが確認された。減算には該当しないが、定員超過自体が基準違反となるため、違反しないような方策を考えるよう指導し、その後定員超過していないところまで確認した。

植野委員：減算はないのか。

及川係長：減算はあるが、2日であれば減算とはならない。

植野委員：他の月はなかったのか。

及川係長：なかった。

石附委員長：勤務表について、基本フルタイムであるという説明だったが、スタッフが毎日

来ているからということか。勤務表なしで働くイメージがつかない。

事務局：各職種、常勤専従で1名以上配置している。その時点でそれぞれの従業員がやるべきことが書類に残さなくても把握できている感覚で勤務表を作成していなかった。有給などで不在になる場合は法人本部からのヘルプで人員配置を補っていた。ヘルプの人も同じ職種になるため、そこで日ごとの運営状況を把握していた。ヘルプの人についても勤務実績を確認し、当該事業所に配置されていたことを確認した。直近3か月間の勤務表を確認し、違反はなかった。

石附委員長：勤務表がなくても勤務実態は把握できるということか。

事務局：そのとおりである。

折腹委員：勤務実績はタイムカードで管理しているのか。

事務局：タイムカードではなく、日ごとの従事時間が記載された書類において勤務実績を管理していた。

菅原委員：地域密着型通所介護について、利用定員を超過しないようにどのように改善されたのか。

及川係長：利用定員を超過した理由は、利用者が利用予定日に利用できず、他の日に振り替えたことによるものである。利用振替の取扱いについて、超過しないように管理していくというところで対策を策定し、かつその内容を従業員全体に周知して実施しているということで報告を受けている。

菅原委員：利用者に不都合はなく、納得されたのか。

及川係長：利用者の不満等は聞いていないが、定員超過自体が基準違反になるため、利用者の希望と事業所としてできることの調整をとっていただくよう指導した。

菅原委員：利用者の希望に添えるような改善がなされるとよい。

4. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

5. 閉会